

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第26号

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部
を改正する条例

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例（平成20年名古屋
市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2条の 2中「第 1号に掲げる額と第 2号に掲げる額とが異なる場合には、
準用介護保険法第 140条第 2項の規定により、第 2号に掲げる」を「同項に規
定する支払回数割保険料額に相当する額を徴収することが適当でないと認めら
れる特別な事情がある場合は、同条第 2項の規定により、所得の状況その他の
事情を勘案して市長が定める」に改め、同条各号を削る。

第 2条の 3を削る。

第 3条第 2項を次のように改める。

2 前項の規定により変更された各納期の納付額及び本徴収によって徴収する
保険料の額は、市長が定める額とする。

第 3条第 3項及び第 4項を削り、同条第 5項中「前各項」を「第 1項」に改

め、同項を同条第 3項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の規定は、令和 8年度分の保険料から適用し、令和 7年度分以前の保険料については、なお従前の例による。